## 学校再開における感染防止対策について(令和2年9月11日更新)

北九州市立城南中学校

本校における新型コロナウィルス感染拡大防止対策について以下のように取り組んでいきます。保護者・地域の皆様のご理解とご協力をどうかよろしくお願いいたします。 この対策については、状況が変わり次第、随時更新してまいります。

#### 1 学校再開後の基本的スタンス

コロナウィルスの対応においては社会全体が長期間にわたり、このウィルスとともに生きていくという認識のもと、児童生徒の健やかな学びを保証するということの両立を図るため、学校における感染やその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ実施可能な教育活動を開始し、学校再開の取り組みが重要である。

文部科学省 「新型コロナウィルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言(R2.5.1)」より

#### 2 対策の詳細

- (1) 登校時~朝の連絡
  - ① 生徒昇降口前で「自宅で行う健康チェックリスト表」を確認する。
  - ② チェックリストを忘れた生徒、検温をしてきていない生徒は、検温ブースで検温を行う。
  - ③ 生徒昇降口前で手をアルコール消毒する。
    - ・平熱の生徒はそのまま各教室へ
    - ・37.5℃以上発熱している生徒は、保健室へ移動、待機し、健康状況を確認する。 (健康状況の確認事項)次の状況が強くみられる場合は早退の措置をとる。

息苦しさ・倦怠感・のどの痛み・咳・痰が絡む(出る)・鼻水、鼻づまり・味覚異常

- 健康状態を確認中は保健室で待機する。
- ④ 検温で**37.5℃以上**発熱している生徒は、8:55 (登校後30分目安) に再度検温する。
  - ・平熱に戻っている場合は、各学級へ移動。
  - ・平熱に戻らない場合は、保護者連絡し早退の措置を行う。
- ⑤ 各学級の健康観察および授業中等において体調不良(特に呼吸器系の異常)を強く訴える生徒は早退の措置を行う。
- ⑥ 校内に入る際は必ずマスクもしくは<u>フェイスシールド</u>を着用する。持っていない生徒には、 学校備蓄マスクを配布する
- ⑦ 携帯電話の預かりについては生徒昇降口で回収する。各学年で入れ物を準備し、生徒一人一 人が直接入れ物に入れるよう指導する。できる限り、職員、他の生徒が手を触れないようにす る。
- ※ 登下校中において、暑さや苦しさを感じる場合は他の人との距離(2m以上)が離れていると 判断できればマスクもしくはフェイスシールドを外したり、水分をとったりすることなどの指導 を行う。
- ※ 「新しい生活様式」における熱中症対策については、厚生労働省『「新しい生活様式」における 熱中症予防行動のポイント』をふまえ指導してまいります。

#### (参考)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

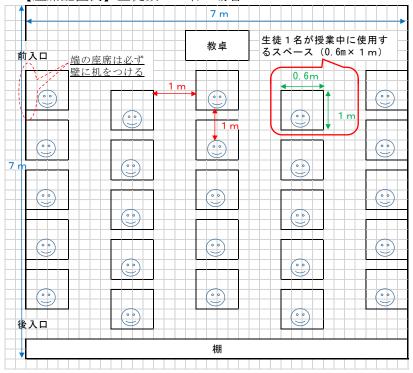
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 coronanettyuu.html

#### (2) 授業時

① 教室の座席配置については、濃厚接触の定義を踏まえた座席配置を徹底する(下記参照)。 ※濃厚接触者の定義(国立感染症研究所より R2.4.21)

### 「1メートル以内を目安に15分以上の接触」

#### 【座席配置例】生徒数25名の場合



- ② 授業中は以下の点を徹底する。
  - ・生徒・教員共に常時マスクもし くはフェイスシールドを着用す る。声を出す際もマスクや<u>フェイ</u> スシールドをずらさないように指 導する。
  - ・必ず窓(双方向)を開けてお く。気象状況で不可能な場合は、 30分に1回程度(5分ほど)換 気を行う。

# ※30分に1回程度行うことが望ましい(厚労省HPより)。

- ・班活動や発表等、生徒同士が対 面の位置関係にならないようにす る。
- ・筆記用具等の貸し借りをしな
- い。忘れた場合は教師が準備したものを貸す。
- ・授業の見守りはできるだけ廊下から行う。
- ・プリントを配布する際は教員が一人一人に配布するか、一番前の席の生徒にプリントを配布させる。
- ・提出物等の回収については、一人一人から回収するようにし、生徒が他の生徒のものを扱 わないようにして回収する。難しい場合は、接触が最小限になるように工夫する。
- ・実験・実習器具等、共有して使用するものを扱った後は生徒の手洗い・消毒を徹底するとともに器具の消毒を行う。

## (3) 休み時間

以下の点を日頃より指導する。

- ・ソーシャルディスタンス(2m程度)の距離を取ることを心がけ、他の人の体をさわらない。
- ・マスクもしくは<u>フェイスシールド</u>を着用する。ただし、他の人と2m以上の距離をとることができる場合はマスクやフェイスシールドをとりリラックスしてもよい。
- ・トイレ利用後は必ず手洗い・消毒をする。
- ・冷水器は使用しない(密集を避けるため)。
- チャイム席を徹底する。

#### (4) 給食時

#### ① 準備

- ・給食当番は健康チェックを行い、発熱・息苦しさ・倦怠感・のどの痛み・咳・痰が絡む(出る)・鼻水、鼻づまり・味覚異常があれば当番を交代する。
- ・給食当番はマスク、エプロンを着用し必ず手を洗う。手洗い後は壁や手すり等を触らない。
- ・感染防止リスク軽減のため、自宅からエプロンを持参、活用してもよい。
- ・配膳室前でのアルコール消毒を徹底する。
- ・マスク、エプロンがない場合は配膳室には入らない。
- ・学級での配膳は教員、係生徒のみが行い、他の生徒は手伝わせない(できる限りの接触を防ぐ)。欠席等で人員が足りない場合は教員が指名し手伝わせる。その際は、消毒、マスク着用等を忘れずに行う。
- ・配膳台は食缶等を置く前に必ず消毒する。
- ・用事のない生徒は手洗い・消毒を済ませ着席して待つ(マスクもしくは<u>フェイスシールド</u>をつけたままできるだけしゃべらない)

## ② 給食中

- ・全生徒必ず手を洗い、消毒する。
- ・班は作らず、前を向いて実施する。
- ・「いただきます」のあいさつ後、マスクもしくは<u>フェイスシールド</u>を外す。外したマスクは各 自のビニール袋に入れ机の中に入れる。<u>フェイスシールド</u>はそのまま自分の机の中に入れる。
- ・マスクを外すときは必ずひもをつかんで外す。<u>フェイスシールド</u>もベルトの部分を持って外 す。マスクや**フェイスシールド**表面には手を触れない。ふれたときは必ず手洗い・消毒を行う。
- ・担任が教室で給食を食べ、副任は当該学年の別室、もしくは廊下で給食を食べる。ただし 教室内で食事をとる十分なスペースがあり、3密を回避できる場合はその限りではない。
- ・他の生徒に配膳された給食をもらったり、食べたりしない。

#### ③ 片付け

- ・自分の使った食器は必ず自分で戻す。他の生徒に戻させない。
- ・自分のごみは自分で捨てる。
- ・食べ残しは食缶に全部まとめて返却する。

#### (5) 清掃時

- ・生徒による清掃は当面の間行わない。
- ・汚れが気になるところ等は生徒が下校後、教員で消毒作業を兼ねて実施する。

## (6) 下校時および下校後

- ・昇降口や正門付近で長時間生徒が集まることのないよう指導する。
- ・携帯電話の返却については入れ物から直接生徒が取り出すようにする。
- ・下校途中(登校途中も含む)は、生徒同士のソーシャルディスタンスを意識した通行を心掛けるよう指導する。
- ・生徒下校後、職員で各教室および使用した場所の消毒を行う。特に共有使用する部分(ドアの取っ手、電灯のスイッチ、トイレ手洗い場、便座等)を重点的に行う。

#### (7) 部活動における感染防止対策

- ・実施に当たっては、必ず顧問教師の指導のもと、「3密」を限りなく避けて活動する。
- ・活動開始前に必ず健康観察(風邪の症状の有無等)を行う。発熱や風邪の症状等、体調のすぐれない生徒は即時下校させ、部活動には参加させない(見学も不可)。
- ・体育館等、屋内での活動については、常時窓を開け(困難な場合は30分に1回)換気を心掛ける。
- ・活動内で共用するもの(ボール等)は使用前にアルコール消毒液等でふくなどして使用する。
- ・活動中は大きな声を出さないよう指導する。
- ・給水用水筒やペットボトル、タオル等、絶対に供用しない。各個人で持参することを指導する。
- ・活動時に供用したもの、不特定多数が触れると思われる個所(ドアの取っ手、電灯のスイッチ、 手すり等)を活動終了後職員で消毒する。
- ・活動終了時の手洗いを徹底する。

- ・活動時間や休養日等については「北九州市部活動ガイドライン」に準じて実施する。
- ・対外試合については感染防止対策を徹底し無理のない程度に行う。

## 3 その他

- (1) 日常の生徒への指導
  - ① 新型コロナウィルスの特徴として感染しても症状が出ない人がいること、また、そのような人でも他の人に感染させる可能性があることを指導する。
  - ② 誰もに感染の可能性があることを理解し、自分自身がウィルスの保持者であることを前提として他の人とのかかわり方を考えるよう指導する。(「思いやりの距離」の理解)
  - ③ 体調が悪い状況で無理して登校することはコロナウィルスの感染のリスクが高まることを 日頃から指導する。また、発熱や、咳、息苦しさ等の体調不良で学校を休むことは欠席扱いに ならないことを伝えておく。
  - ④ 同居する家族等に同様の症状が出た場合、本人に発熱や風邪の症状がなければ<u>登校してよい</u>ことを指導する。
  - ⑤ 手洗いや咳エチケット、またマスクもしくはフェイスシールドの着用を徹底する。
  - ⑥ 人権教育の一環として感染した人や感染者にかかわる人(家族、医療従事者、福祉関係者等) に対して差別をしたり、偏見を持ったりしないよう指導する。

#### (2) 授業中等に体調不良生徒が出た場合

- ① インターホンで職員室に連絡する。
- ② 学年の職員で対応し保健室へ連れていく。その際、体には絶対に触れない。本人が歩いて保健室までいけない場合は、複数の教員により担架で搬送する。必ず、マスク、手袋を着用し対応する。
- ③ 保健室で検温する。**37.5℃以上**の発熱がある場合や呼吸器系疾患の症状(息苦しさ・倦怠感・のどの痛み・咳・痰が絡む(出る)・鼻水、鼻づまり)は「集いの木の部屋」に移動し待機する。
- ④ 発熱の有無にかかわらず、早退の措置をとる。症状が重い場合は管理職の判断で救急搬送の 手続きを行う。
- ⑤ 管理職に状況報告する。
- ⑥ 体調不良の生徒が使用した場所を消毒する。(椅子、ベッド、ドア取っ手等)

## 4 登校に際して保護者の皆様へのお願い

- ・学校から「自宅で行う健康チェックリスト表」を配布します。自宅を出る前に検温し表に記入、押 印の上お子様に持たせてください。
- ・37.5℃を超える発熱、風邪の症状(息苦しさ・倦怠感・のどの痛み・咳(せき)・痰が絡む(出る)・鼻水、鼻づまり、味覚の異常)のいずれかがある場合は無理をして登校する必要はありません。 「欠席扱い」にはなりません(学校保健安全法第19条による出席停止扱い)。
- ・登校後、37.5℃を超える発熱、風邪の症状(息苦しさ・倦怠感・のどの痛み・咳(せき)・痰が絡む(出る)・鼻水、鼻づまり、味覚の異常)が強くみられる場合は保護者にご連絡の上、早退の措置をとらせていただきます。緊急の連絡に対応する体制をご家庭でも整えていただくと助かります。
- ・同居するご家族に上記と同様の症状がある場合の登校については、**本人に発熱や風邪の症状がなけ** れば登校して構いません。
- ・登校する際はマスクもしくは<u>フェイスシールド</u>着用をお願いいたします。ただし、登下校中において、暑さや苦しさを感じる場合は他の人との距離(2m以上)が離れていると判断できればマスクやフェイスシールドを外したり、水分をとったりすることなどをご指導ください。
- ・水筒等、飲料水 (スポーツドリンク可、ジュース不可) を持参させるようお願いします。冷水器は 密集状態を作る可能性がありますので当面の間使用できません。
- ・筆記用具等、忘れ物をしないようにご指導ください。

以上の対策を踏まえ教育活動を進めてまいりますので、ご理解をどうかよろしくお願いいたします。